

保険料の納め方が「年金天引き」から「口座振替」に変更できます

保険料は、原則として年金からの天引きで納付していただくことになっていますが、以下の要件にあてはまる方は、口座振替に変更できます。

要件

ご本人が世帯主である場合

過去2年間、ご本人が国民健康保険税(料)を確実に納付していたこと
引き落としは、ご本人口座のみ

ご本人が世帯主ではない場合

年金収入が180万円未満の方
過去2年間、世帯主または配偶者が国民健康保険税(料)を確実に納付していたこと
引き落としは、世帯主または配偶者の口座のみ

ご本人が会社等の健康保険の被扶養者であった場合

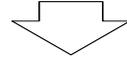
年金収入が180万円未満の方
引き落としは、本人以外の世帯主または配偶者の口座のみ

例外

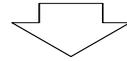
災害等の特別の事情のある方は、この口座振替への変更とは関係なく年金からの天引きが中止できます。ただし、天引き中止の申し出は、右の表の期限までに行ってください。

手続き

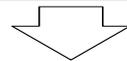
保険年金課納付係へ問い合わせし、口座振替が可能なとき



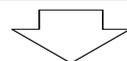
納付方法変更申出書、口座振替申込書が送付されます



口座振替申込書、預貯金通帳、通帳印、納入通知書を持って、金融機関へ口座振替を申し込みます



口座振替申込書の本人控えをコピーします



本人控えのコピーと納付方法変更申出書を保険年金課納付係へ返送します



口座振替開始通知が送付されますので、登録内容と振替開始時期を確認します

納付方法変更申出書の提出期限(上記の返送期限)

年金受給月	申込期限	年金受給月	申込期限
12月	2008年9月1日まで	6月	2009年3月2日まで
2月	2008年10月31日まで	8月	2009年5月1日まで
4月	2008年12月26日まで	10月	2009年8月3日まで



保険料は、所得税等の社会保険料控除の対象となります

平成20年中に支払った長寿医療保険料は、国民健康保険税と同じように、平成20年分以降の所得税等の社会保険料控除の対象となります。

領収書は、来年の所得税の確定申告時に必要になりますので、大切に保管願います。

たとえば、夫婦で長寿医療制度に加入していると…

- 夫が確定申告する時に社会保険料として所得控除の対象となるのは、夫が年金天引きまたは口座振替で支払った夫自身の保険料の全額
夫が口座振替で支払った妻の保険料の全額
- 夫が確定申告する時に社会保険料として所得控除の対象にならないのは…
妻が年金天引きで支払った妻自身の保険料の全額

上記の1の場合、申告により所得税、市税が下がりますが、社会保険料控除の対象とするには年金天引きを中止し、口座振替へ変更する必要があります。上欄の納め方の変更をご覧のうえ手続き下さい。

そこが知りたい! 長寿医療(後期高齢者医療) —第4回— 《保険料の減免》

どんな時に

災害等により重大な損害を受けたとき
長期入院したこと等により、収入が著しく減少したとき
事業の休廃止・失業等により、世帯主の収入が著しく減少したとき
上記の から のいずれかにあてはまり、さらに預貯金などの資産等がなく、保険料を納められない場合に対象となります。

減免の期間

保険料の減免の期間については、原則3か月以内です。生活状況等により、更に3か月の期間内で延長することができます。
ただし、当該年度内6か月が限度です。

手続きなど

申請は、町田市役所保険年金課納付係の窓口で受付します。
決定は、東京都後期高齢者医療広域連合が行います。

お問い合わせは

「東京都広域連合お問合せセンター」へ

☎0570・086・519

PHS、IP電話(ひかり電話)の方は☎03・3222・4499
土・日曜日、祝日を除く9時から17時まで

町田市いきいき健康部保険年金課

保険料の計算は事業管理係 ☎724・2144

納付相談は納付係 ☎724・2125

成人健康診査、葬祭費は保険給付係 ☎724・2130

制度のことは

保険料など
個別のご相談は

東京都後期高齢者医療広域連合の
ホームページ

「東京いきいきネット」をご利用下さい。

URL : <http://www.tokyo-ikiiki.net>

東京いきいきネット

検索

